

沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の員数」の次に「（沼津市地域包括支援センター運営協議会（沼
津市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年条例第18号）第1条に規定する
沼津市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数
及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤
換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援セン
ターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援
センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができ
る。次項において同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を
「第1項」に改め、「（沼津市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年条例
第18号）で設置する沼津市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」
を削り、「専らその職務に従事する常勤の職員の員数」を「人員配置基準」に改め、
同項第1号及び第2号中「前項」を「第1項」に改め、同項第3号中「前項第1号」
を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項

とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、沼津市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に関する基準を改めるほか、所要の改正を行うものである。